



平成26年5月14日

各 位

提出会社名 ローランド ディー.ジー.株式会社
代表者名 取締役社長 富岡 昌弘
(コード番号 6789 東証第一部)
問合せ先 上級執行役員経営企画本部長 竹内 俊二
(TEL. 053 - 484 - 1400)

役員向け株式給付信託の導入に関するお知らせ

当社は、平成26年5月14日開催の取締役会において、新しい業績連動型株式報酬制度「役員向け株式給付信託」（以下「本制度」といい、本制度に関して株式会社りそな銀行と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成26年6月18日開催予定の第33期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入の目的

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）、当社の執行役員（当社と委任契約を締結している者に限ります。）及び当社グループ会社の一定の役員（以下「取締役等」と総称します。）の報酬と当社の業績及び株価との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、本制度を導入することといたしました。

現在、当社では、平成25年度を初年度とする中期3ヶ年計画において、グループ一体化を目指す構造改革「GlobalOne（グローバルワン）」に取り組んでおります。その中で本制度導入により、当社グループの国内外の取締役等が一体となって、より一層業績及び企業価値向上を意識する効果を期待しております。

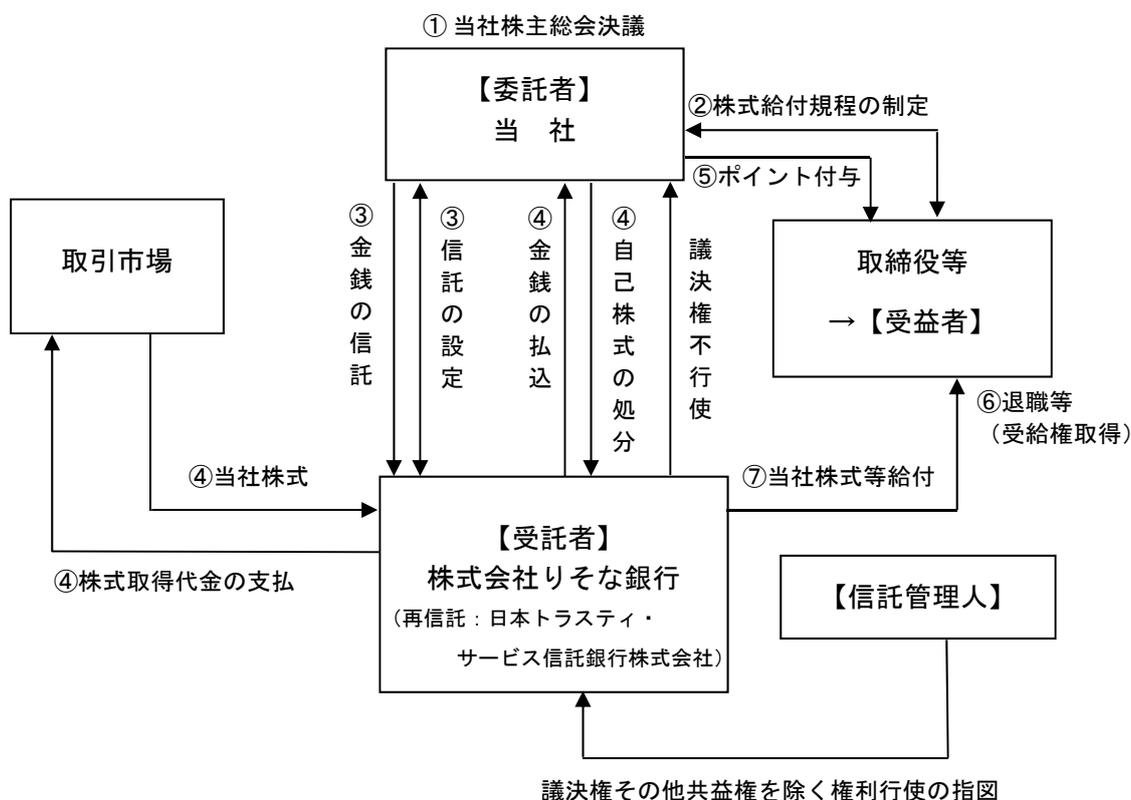
また、当社は、本制度の導入に併せて、従業員への新たな福利厚生サービスとして、一定の資格等級以上の当社の従業員に対するインセンティブ・プラン「株式給付型ESOP」（以下「株式給付型ESOP」といいます。）を導入することを決定しております。本制度及び株式給付型ESOPを通じて、役職員の業績及び株価に対するインセンティブを高め、企業価値の向上を目指した経営を推進してまいります。「株式給付型ESOP」の詳細につきましては、本日付「株式給付型ESOPの導入に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 本制度の概要

(1) 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、取締役等が退職した場合等に、退職者等に対し当社株式（ただし、当社株式を給付できない場合は、当該株式の処分によつ

て得られた金銭から費用を控除した後の金銭。以下「当社株式等」と総称します。)を給付する仕組みです。



- ① 当社は、本株主総会において本制度による取締役の報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に際し株式給付規程を制定し、取締役等へのポイント付与・株式給付の基準等を定めます。
- ③ 当社は、本制度を実施するため、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を拠出し本信託を設定します。
- ④ 受託者は、信託された金銭により、取引市場又は当社による自己株式の本信託への割当て（自己株式の処分）を通じて当社株式を取得します。
- ⑤ 当社は、株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 取締役等は、退職等により当社株式又は金銭の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑦ 受託者は、受益者に当社株式又は金銭を給付します。
- ⑧ 本信託が終了し、受益者への当社株式又は金銭の交付・信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

(2) 本制度の対象者

当社の取締役（社外取締役を除きます。）、当社の執行役員（当社と委任契約を締結している者に限ります。）及び当社グループ会社の一定の役員

(ご参考) 現時点で本制度の対象となる当社グループ会社は、以下の12社です。

Roland DGA Corporation、Roland DG Benelux N.V.、Roland DG (U.K.) Ltd.、
 Roland Digital Group Iberia, S.L.、Roland DG Mid Europe S.r.l.、
 Roland DG North Europe A/S、Roland DG Australia Pty. Ltd.、Roland DG Brasil Ltd.、
 Roland DG EMEA, S.L.、Roland Digital Group (Thailand) Ltd.、
 Roland DG Deutschland GmbH 及び Roland DG Europe Holdings B.V.

- (3) 対象期間
平成26年4月1日から開始する事業年度から5事業年度とします。なお、5事業年度経過後の本制度の継続につきましては、改めて株主総会に付議します。
- (4) 信託期間
平成26年8月27日(予定)から本信託が終了する日(終了期日は定められておらず、本制度が継続する限り本信託は継続します。)までとします。
- (5) 当社が拠出する金員の上限
本株主総会において本制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、上記(3)の対象期間に関して本制度に基づく取締役等への給付を行うための当社株式の取得資金、信託費用及び信託報酬に充てるため、525百万円を上限とする金員を本信託に拠出します。
- (6) 当社株式の取得方法
受託者による当社株式の取得は、上記(5)の資金の範囲内で取引市場又は当社による自己株式の本信託への割当て(自己株式の処分)を通じて行います。
- (7) 取締役等に対する給付に充てられる当社株式数の算定方法
取締役等には、上記(3)の対象期間中の各事業年度末日(以下「基準日」といいます。)において、当該基準日における役職及び当該基準日の直前事業年度における業績連動目標の達成度に応じて算出される一定のポイントが付与されます。
下記(8)の当社株式等の給付は、1ポイント当たり当社株式1株と換算し、100株未満は四捨五入し100株単位で行います。
- (8) 取締役等に対する当社株式等の給付
取締役等が退任又は退職し、当社及び当社グループ会社の役員、使用人その他の従業者でなくなった場合その他所定の事由が生じた場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、付与されたポイントの累計に応じて受託者から当社株式の給付を受けます(ただし、当社株式を給付できない場合は、当該株式の処分によって得られた金銭から費用を控除した後の金銭の給付を受けます。)
- (9) 当社株式の議決権
本信託の信託財産である当社株式に係る議決権は、経営への中立性を確保するため、行使しないものとします。
- (10) 配当の取扱い
本信託の信託財産である当社株式に係る配当は、受託者が受領し、当社株式の取得代金や信託費用・信託報酬の支払いに充てられます。
- (11) 信託終了時の取扱い
本信託が終了し、受益者への当社株式又は金銭の給付、信託費用・信託報酬の支払いが行われた後の残余財産は、帰属権利者である当社に帰属します。

<本信託の内容>

- (1) 名称：役員向け株式給付信託
(2) 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託

- (3) 委託者：当社
- (4) 受託者：株式会社りそな銀行
株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と特定包括信託契約を締結し、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (5) 受益者：取締役等又は当該取締役等が死亡した場合における受給者として株式給付規程に定める者のうち、本信託契約に従った受益者として確定されるための手続を履践した者
信託設定時において受益者は存在しません。
- (6) 信託管理人：当社と利害関係のない第三者（弁護士）
- (7) 本信託契約の締結日：平成 26 年 8 月 27 日（予定）
- (8) 本制度に係る株式給付規程の施行日：平成 26 年 8 月 27 日（予定）
- (9) 取得株式：約 100,000 株（予定）

以上